

周南緑地体育施設整備等手法検討調査業務公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和元年6月4日

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南緑地体育施設整備等手法検討調査業務

(2) 業務の目的

周南緑地の体育施設は、国体や高校総体等の大規模な大会が開催されてきた本市のスポーツコンベンションの拠点施設であるが、施設の老朽化や機能の陳腐化の進行などから、再整備等が求められている。

こうしたことから、陸上競技場他、周南緑地内にある体育施設の改修や施設の維持・管理・運営等の手法について、多様な公民連携による事業手法等の導入の可能性を検討するために、必要な調査・分析・資料作成等を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

「周南緑地体育施設整備等手法検討調査業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和元年12月20日まで

(5) 履行場所

周南緑地（東・中央）他 ※仕様書別図参照

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

(1) 単独企業として参加する場合

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②参加表明書の提出時点において、「平成30・31年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「調査・研究（設計関係を除く）」の（小分類）「調査・分析」に登録されていること。
- ③参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

- ④周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- ⑤会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ⑥法人格を有する団体であって、本業務について十分な知見と遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

(2) 共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、構成者が上記の単体企業として参加する場合の参加要件を満たしていることを条件とする。ただし、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、必要書類等の提出を行うものとする。

3 参加手続

(1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所地域振興部文化スポーツ課(担当 大木)

電話 (0834) 22-8624

FAX (0834) 22-8428

E-mail ed-sports@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問票(様式1)を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和元年6月5日(水)8時30分から令和元年6月10日(月)17時15分までとする。(ただし、受信確認は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く8時30分から17時15分までとする。)

ウ 提出先及び受信確認先

(1)に示す場所とする。

エ 回答方法

令和元年6月14日(金)17時以降に周南市公式ホームページに掲載す

る。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参。(いずれも提出期限内必着)

※持参による場合の受付時間は、休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

※郵送による場合は、配達や受取日時が証明できる方法によることとする。
また、不達及び遅配を原因として、参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負わないものとする。

イ 提出期限

令和元年 6 月 18 日 (火) 17 時 15 分までとする。

ウ 提出場所

(1) に示す場所とする。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和元年 6 月 24 日 (月) から令和元年 7 月 4 日 (木) までとする。(受付時間帯は、休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。)

イ 提出場所

(1) に示す場所とする。

ウ 提出方法

郵送又は持参。(いずれも提出期限内必着)

※持参による場合の受付時間は、休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

※郵送による場合は、配達や受取日時が証明できる方法によることとする。
また、不達及び遅配を原因として、参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負わないものとする。

エ 提出部数

企画提案書表紙 (様式 3)	正本 1 部
企画提案書 (任意様式)	正本 1 部、副本 9 部
見積書及び内訳書 (任意様式)	正本 1 部
添付書類 (様式 4 ~ 様式 8)	正本 1 部、副本 9 *部
(正本と副本は同一の書類)	

4 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、周南市が設置する「周南緑地体育施設整備等手法検討調査業務プロポーザル審査委員会」が行い、各審査者の評価点の合計点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、企画提案書の提

出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査

日程 令和元年7月12日(金)(予定)

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と契約締結に向けた協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーション及びヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示した事業規模(提案上限額)を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。(本市からの指示等があった場合を除く。)

(4) 本業務を実施する者と、本業務の過程で決定するPFI事業の実施事業者に対し融資を行う者とが、資本関係になる可能性がある場合には、PFI事業実施事業者の選定が公正・公平に行われるよう、利益相反管理を適正に行うこと。

(5) その他詳細は、実施要領による。